平成２８年（フ）第２６９号
愛知県稲沢市清水八神町145番地　市営住宅西島団地（２）23―164
債務者　野田　敏夫
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第９号
京都市山科区西野山射庭ノ上町24番地１　ロイヤルハイツ秀106号
債務者　木下　　稔
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
京都市伏見区深草フケノ内町９番地
債務者　澤　美智代
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
京都府向日市上植野町南小路39番地　堀池アパート　２階７号室
債務者　西口　恵子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
和歌山県田辺市上万呂521番地　202、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目４番９―904号
債務者　中村　　真
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２号
鳥取県倉吉市古川沢82番地
債務者　西谷　勇太
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第９４号
岡山県津山市新野東557番地１、前住所山口県宇部市大字中山379番地３　シャルマン・シャトーＡ棟101号
債務者　武山　　唯（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２１４号
静岡県富士市岩本581番地の34
債務者　伊藤　道代
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５００５号
大阪市生野区生野東３丁目９番32号　サンシャイン　505
債務者　ＫＩＭ　ＫＹＵＮＧ　ＫＥＵＮ　金　敬根
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９６号
大阪市住吉区長居東３丁目15番26―417号
債務者　フレンドこと　岩国よし江
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１００号
大阪市東住吉区山坂１丁目９番12号　セントポリス山坂　302号
債務者　澁谷　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７号
大阪府八尾市上尾町２丁目10番地　八尾トリス２Ｆ
債務者　大山　正義
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８号
大阪市西成区玉出西１丁目14番７―1101号
債務者　武縄　広之
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９号
大阪市西成区南津守３丁目２番55号　コーポ南津守　102号
債務者　和田　省三
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３号
大阪府門真市千石西町12番８号
債務者　片岡　　富（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０号
大分市富士見が丘西４丁目29番４号
債務者　吉永　　南
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６７９号
千葉県我孫子市中峠3046番地の26
債務者　染谷　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部